# 大東文化大学スポーツ・健康科学部及びスポーツ・健康科学研究科 動物実験委員会規程

2013年6月18日 制定2015年2月24日 改定

# (目 的)

# 第1条

この規程は、大東文化大学スポーツ・健康科学部及びスポーツ・健康科学研究科動物実験指針(以下「動物実験指針」という。)第12条の規定に基づき、大東文化大学スポーツ健康科学部及びスポーツ・健康科学研究科動物実験委員会(以下「本委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

# (任 務)

# 第2条

本委員会は、学長の諮問に応じて、大東文化大学における動物実験が動物実験指針に基づき適正に行われるために必要な事項を審議し、提言を行う。

2 本委員会は,実験動物管理者、動物実験者等に対する教育訓練等の実施状況を把握し, 適正な動物実験等の実施及び適正な実験動物の飼養保管を実施するために必要な教育訓 練を行う。

# (構 成)

# 第3条

本委員会は、動物実験等に関して優れた識見を有する者、実験動物等に関して優れた識見を有する者、その他学識経験を有する者から、学長が次の各号に揚げる委員を委嘱し構成される。但し、両学科教員および男女比を考慮して適正に構成されていることとする。

動物実験委員会委員長	スポーツ・健康科学研究科 動物実験施設長
同 委員	本研究科委員長若しくは本研究科専攻主任1名
同 委員	本学部スポーツ科学科主任若しくは健康科学科主任1名
同 委員	本学部教員1名
実験動物管理者	本学部教員
外部 委員	学職経験者

# (委員長)

# 第4条

本委員会の委員長は、委員の中から学長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を行う。

# (任期)

# 第5条

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたとき、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

#### (審議事項)

# 第6条

本委員会は次の事項を審議し、学長に報告、提言する。

- (1) 動物実験計画等の申請に対する審査に関すること。
- (2) 動物実験計画の実施状況および結果に関すること。
- (3) 飼養保管施設,動物実験施設の申請に対する審査に関すること。
- (4) 管理・運営に必要な組織体制の整備に関すること。
- (5) 施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況に関すること。
- (6) 教育訓練の内容または体制に関すること。
- (7) 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」 (文部科学省告示 平成18年6月1日)への適合性に関する自己点検・評価に関すること。
- (8) その他動物実験の適正な実施に必要な事項に関すること。 (承認された実験計画の継続及び研究期間の限度等)

## (会議)

# 第7条

本委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立し、議案は出席委員の過半数をもって採択される。可否同数のときは議長の決することによる。

- 2 委員長は、必要と認めるときには委員会の承諾を得て委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を 聴取することができる。
- 3 実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、委員長は、実験の中止その他必要な措置について動物実験者等に勧告・助言を行い、又は当該部局の長及び学長に対して、改善措置を具申するこができる。

# (立ち入り検査等)

## 第8条

委員長は、本委員会の承認のもと、動物実験施設、飼養保管施設及び実験過程の立ち入り調査を 行うことができる。

- 2 委員長は、本委員会の承認のもと、実験の安全及び動物への危害について動物実験者等に詳細な資料の提出を求めることができる。
- 3 実験計画等が適正に実施されていないと認めるときは、委員長は、実験の中止その他必要な措置について動物実験者等に勧告・助言を行い、学長に対して、改善措置を具申することができる。

# (部 会)

# 第9条

委員長は実務の迅速な進行を図るために、本委員会の承認の下に部会を設置することができる。部会に関して必要な事項は委員会が別に定める。

# (守秘義務)

## 第10条

委員は委員会で知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

# (事務局)

# 第11条

本委員会に関する事務は、スポーツ・健康科学部事務室がこれを行う。

# (自己点検)

## 第12条

本学における動物実験等の実施状況に関して自己点検を行う。

# (情報公開)

# 第13条

本学における動物実験等に関する情報を毎年1回程度公表する。

# (規程の改正)

#### 第14条

この規程の改訂に関する審議は、本委員会がこれを行い、学長の承認を得るものとする。

#### 付 即

この規程は、2013年4月 1日から施行する。

この規程は、2015年2月24日から改訂施行する。